

令和6年10月

会員の皆様へ

株式会社 翔成
アイランドスポーツクラブ高槻
代表取締役 藤井貴志

アイランドスポーツクラブ高槻 閉館のお知らせ

平素はアイランドスポーツクラブ高槻をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

当館は平成9年3月より地域のスポーツ振興・健康維持増進に寄与すべくクラブ運営を続けてまいりました。しかしながら本年12月に、事業用地および建物の『定期賃貸借契約』（期限付きの賃貸契約）が期間満了を迎えるにあたり貸主様からはこれをもって退去となる旨の通達がありました。

施設の存続に向け貸主様と共に様々な方法を検討協議してまいりましたが、望むような結果には至らず今後は契約の内容に従いその義務責任を履行していかなくてはならない事となります。

つきましては誠に勝手ながら、そして非常に残念ながらアイランドスポーツクラブ高槻は11月の末をもって27年間の営業に幕を閉じる事となりました。

長きにわたり当施設を利用してくださった皆様には厚く感謝の意を申し上げますと共に、閉館にあたっては多大なご迷惑をお掛けする事を心よりお詫び申し上げます。

今後生じる可能性のある手続きの詳細等につきましては別紙にてご案内させていただきますのでご一読ください。残された時間は決して多くはございませんがスタッフ一同最後まで皆様のご利用をお待ちしております。

敬具

今後のご対応に関するお知らせ

1. スケジュールについて

通常スクール最終日 令和6年11月27日（水）

完全閉館日 令和6年12月25日（水）

※令和6年12月1日（日）～令和6年12月25日（水）は各種お手続きのみの期間です

【営業時間】

月曜日から土曜日 午前10時～午後7時

日曜日 午前10時～午後5時 での受付となります

令和6年12月26日（木）以降のお問い合わせは下記施設にお願いいたします

（株）翔成 本社（アイランドスポーツクラブ香芝）

TEL 0745-78-1376

FAX 0745-78-1992

2. 各種手続きについて

① ご退会のお手続きについて

・令和6年11月末でのご退会の場合

→ お手続きは必要ございません

・令和6年10月末でのご退会の場合

→ 令和6年10月8日（火）までのお手続きで月会費のご返金は生じません

→ 令和6年10月9日（水）以降は月会費のご返金が生じる場合がございます

・令和6年9月末でのご退会の場合

→ 規約上、退会月末でのお手続きが必要ですが今回のみ令和6年10月8日（火）までの

受付が可能です ※令和6年10月9日（水）以降は10月末のご退会となります

・ご退会のお手続きはお電話またはフロントにて受け付けております

※令和6年10月以降の変更・休会・退会のお手続きの期限は規約通り受け付けております

② ご退会による会費返金にあたり

令和6年12月25日（水）までに必ず保護者の方がご来館いただき現金でのご返金となります。

お手数をおかけいたしますがフロントまでお越しくください。（会員証と身分証明書が必要です）

③ 年会費について

令和6年12月1日（日）以降閉館いたしますので、令和6年11月末まで在籍いただいた方に限り年会費を月割りにしてご返金させていただきます。返金方法は令和6年11月分の会費請求時に12月以降の月割り残額を差し引いての差額請求によるご返金対応とさせていただきます。11月が年会費更新月の方は1か月分の275円を加算して請求させていただきます。

振替について

- ① 期限や回数制限に関しては規約に則り利用していただきます。通常スクールでの対応と令和6年10月・11月の通常スクール時間に別途振替クラスを増設いたします。(詳細下記参照)

振替専用クラス

- ◆ 曜日：月曜日～金曜日
時間：Aコース（15：20～）
対象：17級～3級

- ◆ 曜日：土曜日
時間：Rコース（10：15～）
対象：17級～1級

- ◆ 曜日：土曜日
時間：Cコース（17：20～）
対象：カニ～16級

上記時間・クラスにおいては通常クラスとは別にクラスを用意して開講いたします。

通常クラスの定員に空きがある場合、通常クラス・振替クラスのどちらに振り分けられるかをお選びいただくことはできません。参加者の人数や級によって担当が変更する場合がございますのでご了承ください。Web振替にも対応しておりますので是非ご活用ください。※当日の振替は電話連絡のみ

- ② 令和6年12月1日（日）以降閉館いたしますので、令和6年11月末まで在籍いただいた方に限り令和6年10月・11月分の未消化の振替をご退会時に1レッスン1,000円でご精算させていただきます。

※ご精算対象となる振替は欠席のご連絡をいただいている通常振替の各月2回までとなります。

(休館日分は年間受講数の45回に含みませんので精算対象外となります)

ご精算の際には必ず保護者の方がご来館いただき現金でのご精算とさせていただきます。お手数をおかけいたしますがフロントまでお越しくください。(会員証と身分証明書が必要です)

振替のご精算は令和6年12月25日（水）までの受付となります。

上記日程を過ぎますと、振替のご精算は無効となりますのでご了承ください。

3. 指定用品について

令和6年9月中にご購入された指定用品は、使用回数にかかわらず一律に購入金額の半額をご返金させていただきます。**令和6年12月25日（水）**までに必ず保護者の方がご来館いただき現金でのご返金とさせていただきます。お手数をおかけいたしますがフロントまでお越しくください。(会員証と身分証明書が必要です)

※ご返金の対象は水着・スイミングキャップ・体操服上下のみとなります

4. 忘れ物等について

忘れ物等のお預かりしている品物は令和6年12月25日（水）をもって全て処分させていただきますのでご了承ください。